

新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業 事業者選定プロポーザルの概要について

1. 趣旨

まちなかの回遊性向上や脱炭素、三密回避などを目的に、「にいがた2km」エリア周辺にシェアサイクルを導入する。

2. 事業の基本事項

(1) 対象者

市民及び来訪者を対象とする。

(2) 対象エリア

「にいがた2km」エリアを基本として、周辺の交通結節点等を含めたエリアとする。

(3) 運営方式

施設・機器の導入及び事業の運営は、本プロポーザルにおいて選定された運営事業者が行うものとし、新潟市は実施主体として、サイクルポート用地の確保や、施設・機器の導入に係る費用負担、事業運営等に関して一定の費用負担を行う、公設民営の運営形態とする。

(4) 事業期間

協定締結日から令和9年3月31日まで（令和4年度～令和8年度の5か年度）

営業期間は令和4年9月1日から令和9年3月31日まで

3. 役割分担

(1) 新潟市の役割

- 1) 実施主体（施設・機器の所有者）
- 2) 新潟市「にいがた2kmシェアサイクル」導入及び運営事業全体の総括
- 3) 新潟市が候補地として指定するサイクルポート用地の確保（使用承認・占有手続き含む）
- 4) 市報・区だより、市HP・SNS等による市民への広報

(2) 事業者の役割

- 1) 運営主体
- 2) 施設・機器（電動アシスト付き自転車150台、サイクルポート30箇所）の導入、維持管理と事業終了後の原状回復※¹
- 3) 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、利用者からの問い合わせ、苦情対応等）
- 4) サイクルポート周辺の違法駐輪対策
- 5) 事業周知、利用促進に向けた広報
- 6) 各種データの収集、整理、新潟市への報告
- 7) GPSデータを活用した利用実態調査、分析、事業提案（新潟市別途負担）
- 8) 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査（新潟市別途負担）
- 9) 計画書作成、結果報告

※1 施設・機器（電動アシスト付き自転車150台、サイクルポート30箇所）の導入については新潟市が費用負担及び所有し、運営を事業者が行う公設民営の運営形態とする。ただし、事業者が追加で提案する自転車やサイクルポートに係る施設・機器については、原則、事業者が費用負担し、事業者の所有物とする。

4. 費用負担

令和4年度においては、施設・機器（電動アシスト付き自転車 150 台、サイクルポート 30 箇所）の導入事業に係る費用の原則全部、及び運営事業に係る費用の一部について、上限額を下表のとおりとし、新潟市が負担する。

令和5、6年度においては、予算の範囲内において、運営事業に係る費用の一部について、新潟市が負担する。

年度	負担項目	上限額（消費税及び地方消費税を含まない）
令和4年度	導入事業に係る費用の原則全部 運営事業に係る費用の一部	44,300,000 円
令和5,6年度	運営事業に係る費用の一部	予算の範囲内
令和7,8年度	—	—

5. 事業者の選定方法について

提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により事業候補者を選定する。

6. スケジュール

実施日	内容
4月1日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
4月13日（水）	参加表明書・質問締切
4月15日（金）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
4月26日（火）	提案書締切
5月9日（月）	審査委員会
5月10日（火）	審査結果通知・事業候補者決定・協定締結（予定）